

横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募についての質問と回答

令和2年2月28日
旭区役所福祉保健課

横浜市旭区ケアプラザ指定管理者の公募について寄せられた質問について、次のとおり回答します。

| | |
|-----|--|
| 質問1 | 「3 応募関係書類を提出する際には、(中略)を表紙として付け」とありますが、「①ファイル綴り」のものに背表紙は必要になりますか。また、背表紙が必要で、指定される文言があれば併せてご回答お願いします。 |
| 回答1 | 背表紙は付けるようお願いします。なお、文言は「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類(団体名)」と記載してください。 |
| 質問2 | ファイル綴りについて、ファイリングの際穴を空けて綴ることは可能ですか。押印書類などはクリアポケットなどを用いて見えるようにしておく必要がありますか。 |
| 回答2 | ファイリングの際に穴を空けて綴ることは可能です。押印書類についても、穴を空ける等したうえで指定の順番どおりにファイリングして提出をお願いします。なお、ファイリングをするために穴を空ける際には、そのことにより書類の文字が見えなくなることがないように注意してください。 |
| 質問3 | 説明会当日に PowerPoint での説明可とのことですが、映写内容は応募関係書類として同時に提出する必要がありますか。また、必要があればどのインデックス番号に含める必要がありますか。 |
| 回答3 | 面接審査の際に PowerPoint を使用しての説明は認めています。なお、PowerPoint を使用して説明する際の資料は、応募関係書類と同時に提出いただく必要はありません。PowerPoint を使用する場合の取扱いについては、別途応募団体に個別に通知します。 |
| 質問4 | ハ 団体の運営に関し監督官庁から文書による改善指導等を受けている場合、その文書の写し(直近3か年分(平成28年度、平成29年度及び平成30年度※通知日ベース))。また、当該改善指導等について改善を実施し監督官庁に改善報告書を提出している場合は、その報告書の写し。 上記の「団体の運営に関し」の範囲については、法人内各事業(介護保険・保育等)のサービス内容に関するものなのか、また法人全体の会計及び労務管 |

| | |
|-------|---|
| | 理等法人運営に関するものなのか、確認させていただきたい。 |
| 回 答 4 | 「団体の運営に関し」の範囲については、法人内各事業（介護保険・保育等）のサービス内容を含む法人全体の会計及び労務管理等法人運営に関するものとなります。 |

| | |
|-------|---|
| 質 問 5 | 正規雇用職員で賃金水準スライドの対象となる職員はどのような職員を言うのか？ |
| 回 答 5 | <p>賃金水準スライドにおいて、人件費の見直しの対象となる職員は、指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者です。したがって、一部業務の再委託等による事業者の職員や人材派遣委託による職員は、対象外となります。</p> <p>なお、賃金水準スライドにおける正規雇用職員等とは、次の条件を全て満たす者としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間である (イ) フルタイム労働をしている <p><参考> 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（地域ケアプラザ版）P 2</p> |

| | |
|-------|---|
| 質 問 6 | 同様にパート職員の場合も賃金水準スライドの対象者となる職員と、ならない職員はどのような場合か？ |
| 回 答 6 | <p>賃金水準スライドにおいて、人件費の見直しの対象となる職員は、回答5のとおりです。</p> <p>なお、賃金水準スライドにおける臨時雇用職員等とは、「正規雇用職員等」の条件を1つでも満たさない者としています。</p> <p><参考> 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（地域ケアプラザ版）P 2</p> |

| | |
|-------|---|
| 質 問 7 | 今後全ての指定管理施設に対して、賃金水準スライドを導入するとの事だが、今回指定管理として公募する7つのケアプラザ全てで導入しないのか？ |
| 回 答 7 | 賃金水準スライドは、平成30年度以降に指定期間が開始するすべての指定管理施設に対して順次導入しているため、現在指定管理者の公募を行っている旭区内の地域ケアプラザ7施設は、次期指定期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）から賃金水準スライドの導入を行います。 |

| | |
|------|--|
| 質問 8 | 「賃金水準スライドの手引き」の中で、2 ページの (2) イ対象となる人件費の中で「・・・賃金水準の変更による影響を受けるものとします。」書かれていますが「賃金水準の変動による影響を受ける」とはどういう事ですか。 |
| 回答 8 | 人件費のうち給与や社会保険料等、賃金水準の変動によって直接的な影響を受けるものとしています。 |

| | |
|------|--|
| 質問 9 | 提案書については各審査員へ事前に見ていただくのか、当日渡して見ていただくのか教えていただきたい。 |
| 回答 9 | 提案書は、事前に選定委員に確認を依頼しています。 なお、その他の提出された応募関係書類についても、選定委員が審査を行ううえで必要な書類については、事前に確認を依頼しています。 |

| | |
|-------|--|
| 質問 10 | プレゼンテーション (パワーポイント) で発表の場合、どこまで環境が揃っているのでしょうか？ |
| 回答 10 | 審査会当日に PowerPoint の投影を希望される場合は、パソコン、プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備いたします。なお、PowerPoint を使用する場合の取扱いについては、別途応募団体に個別に通知します。 |